

公益財団法人

古岡奨学会

ご案内

2026年度用

公益財団法人 古岡奨学会設立 趣意書

設立者 古岡 秀人

((株)学習研究社社長・設立時)

回想すれば、私が五歳の時に、筑豊炭田の坑内事故で、父を一瞬のうちに失い、母は貧^{なが}苦の生活に耐え乍ら、私ども兄妹を育ててくれました。幸いに、学費が官費支給であった師範学校に入学する機縁を得て、大過なく今日に至ることができました。

高等高校を卒業していれば、今日の社会構造の中において、その人なりの才能と努力をもってすれば、十分に伍していけることは、既に産業界や文化面などの諸分野に亘って、多くの人材が活躍していることで立証されます。また、大学進学への途を志せば、資格において、それも可能であり、大学に入学すれば、多くの育英会の援助を享受することもできるでしょう。

現在の社会にあつては、最低高校卒業までは、親の子に対する責任と自覚し、吾が子への愛情が高校進学率を高めているとも言えましょう。

高校卒業が、人生の初期の段階のパスポートであり、進学率が高まれば高まるほど、生徒の家庭の事情が多様化することは否めません。殊に一家の大黒柱である父を、不時の交通事故とか病死などで失い、又は、やむなき事情のため離婚せざるを得なくなった母親など、不幸に直面しながらも生活を支え、子女の教育に献身しなければならない家庭も、世の中には非常に多いと仄聞^{そくぶん}しています。

こういう家庭環境にあつて、母親が生活苦と闘いながら、せめて吾が子の高校卒業を心から念願し、その子もまた母親の労苦に報いるべく、向上心を持って勉学に勤しもうとする方々に対し、私は私のできる可能な範囲で、なんらかの尽力をすることができないだろうかと考えた次第であります。

ここに微財を基金として、公益法人古岡奨学会を設立し、本事業を通じて、いささかなりとも国家社会に貢献する人材の育成に寄与しようとするものであります。

以 上

(昭和 55 年 6 月 4 日)

奨学金給与の規程

1 給与の目的

毎年度新学期に、全日制高等学校・高等専門学校へ入学する者の中から奨学生を選定し、学費の一部を3年間にわたり給与することにより、高等学校の教育課程を修了させ、国家社会に有為の人材を養成することを目的とします。

2 奨学生の推薦と決定

下記「4 受給者の資格」を満たす生徒または子女の中から、各都道府県中学校長会等の推薦を受け、当財団において選考の上、全日制高等学校・高等専門学校への進学を確認して正式決定いたします。

3 奨学金給与金額（2026年）と給与方法

※全額無償給与

高校1年生（47期生） 1万7千円×12か月 + 7万円（入学お祝い金） = 27.4万円

高校2年生（46期生） 1万7千円×12か月 + 5万円（修学旅行補助金） = 25.4万円

高校3年生（45期生） 1万7千円×12か月 + 5万円（卒業お祝い金） = 25.4万円

※奨学金は年3回、5月・9月・1月の一定日に、4か月分を「ゆうちょ銀行」の総合口座に送金いたします。

※入学お祝い金は「入学激励会」時に、修学旅行補助金は高校2年次の「5月の送金に加えて」、卒業お祝い金は「卒業激励会」時にお渡しいたします。

4 受給者の資格

1. 母子家庭の子女（日本国籍を有する）であること

※父子家庭、祖父母家庭の子女、および婚外子は除く

※設立の趣旨から、離婚家庭より死別家庭の子女を優先願いたい

2. 経済的条件に恵まれていないこと

※年収の上限…350万円以内を目安とする

3. 基礎学力と向上心があり、困難に打ち克つ強くしなやかな心を持ち、将来、社会に貢献できる能力を有している子女

※9教科5段階評価で評定平均4.0以上を目安とする

※前項の基準に満たない場合でも、学芸・スポーツ等の国際大会、全国大会において顕著な成績を収めた者

4. 一家庭につき奨学生の採用は1名とする

※多くの母子家庭を応援するために、過去に兄姉が当財団の奨学生だった家庭は除く

5. 全日制高等学校、高等専門学校（奨学金支給は3年間）へ進学する者であること

※定時制高等学校、通信制高等学校、高等専修学校へ進学する者は除く

6. 他の奨学金、育英資金の受給者であっても可

古岡奨学生のきまり（お約束）

1. 常に向学心をもって励み、他に迷惑をかける行為をしないこと
2. 1年・2年の学年末に、学校が発行する*「成績証明書」を連絡所（顧問の先生）に提出すること（*成績通知表ではありません）
3. 1年・2年の学年末に、年間を振り返った作文を提出すること
4. 3年次には、卒業文集「奨学」に掲載する作文を提出すること
5. 下記の事項が起きた場合は、速やかに連絡所（顧問の先生）に連絡すること
 - ア. 転校・退学・休学・停学・留年になりそうな時
 - イ. 病気やけがで長期欠席する時
 - ウ. 奨学金を必要としなくなった時（保護者の再婚も含まれます）
 - エ. 転居・住居表示・電話番号・保護者連絡先等に変更があった時
 - オ. 校長先生・担任の先生が代わられた時
6. 下記の事項が起きた場合は、奨学金の支給が停止となる場合がある事を了承すること
 - ア. 奨学金を必要としなくなった時（保護者の再婚も含まれます）
 - イ. 退学・留年・転校になった時（通常の転校は問題ありませんが、原則として通信制・定時制・専門学校等は支給対象外）
7. 奨学金の入金を確認したら、1週間以内に返信メール（領収証を兼ねる）を事務局に送ること
8. 卒業時・卒業後には、進路を必ず連絡所（顧問の先生）へ報告すること
（あるいは、卒業激励会でお渡しした「住所変更・近況連絡」ハガキで事務局に報告すること）

※お約束が不履行の場合には、給与を停止する事があります。

※個人情報について

当財団は、個人情報に関する法令の遵守とプライバシーの尊重に配慮しています。

奨学生の皆さんには年3回会報紙「奨学ライフ」を発行しています。その記事として、1・2年生の学年末に提出していただく作文や、事務局に届きました年賀状・近況報告、会合などでの写真をその会報紙に掲載する場合があります。ご了承下さい。

（これら会報紙や文集は、国立国会図書館に供すること（国立国会図書館法25条に基づく）があります。併せてご了承下さい。）